

第二条第一項に次の一号を加える。

三 視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、当該事業の実施体制が前号イからハまでに掲げるものに準ずるものとして文化庁長官が指定するもの

第二条第二項中「前項第二号の」を「前項第三号の規定による」に、「官報で告示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする」に改める。

第二条の二第一項第二号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「同号」を「法第三十七條の二第二号」に改め、同条第二項中「指定」を「規定による指定」に、「官報で告示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする」に改める。

第二条の三第二項中「指定」を「規定による指定」に、「官報で告示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする」に改める。

第一章の二を第二章とする。

第五章を次のように改める。

第五章 電子計算機による情報処理及びその結果の提供等の基準

第七条の四 法第四十七條の五第一項（法第八十六條第一項及び第三項並びに第二百二條第一項において準用する場合を含む。第三号において同じ。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号を検索し、及びその結果を提供する行為（ロ及び次項第一号において「送信元識別符号検索結果提供」という。）を行う場合にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 送信可能化された著作物等に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限りて利用を行うこと。

ロ イに掲げるもののほか、送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講ずること。

二 法第四十七條の五第二項（法第八十六條第一項及び第三項並びに第二百二條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受けて作成された著作物等の複製物を使用する場合にあつては、当該複製物に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること。

三 前二号に掲げるもののほか、法第四十七條の五第一項各号に掲げる行為に係る著作物等の利用を適正に行うために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講ずること。

法第四十七條の五第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 送信元識別符号検索結果提供の準備を行う場合にあつては、当該送信元識別符号検索結果提供を前項第一号に掲げる要件に適合させるために必要な措置を講ずること。

二 法第四十七條の五第二項の規定の適用を受けて作成された著作物等の複製物に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること。

第六章を削る。

第七条の七第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「定め」を「規定による定め」に改め、第七章中同条を第七条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（補償金の供託を要しない法人）

第七条の六 法第六十七條第二項の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

四 日本放送協会

第八条第一項中「第六十七條第二項」を「第六十七條第三項」に改め、同項第一号中「法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。以下同じ。」を削り、同項第二号中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「第六十七條第二項」を「第六十七條第三項」に改める。

第八条の二中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第九条第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第十条第一項第二号中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第四号中「行なわれた」を「行われた」に改める。

第十二條第一項中「第六十七條の二第三項に規定する申請中利用者」を「第六十七條の二第一項の規定により著作物を利用する者」に、「当該申請中利用者」を「その者」に、「第六十七條の二第四項」を「第六十七條の二第五項又は第六項」に改める。

第十二條の二中「第七條の七」を「第七條の五」に、「及び第二項、第六十七條の二第七項」を「から第三項まで、第六十七條の二第九項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「第六十七條の二第六項」を「第六十七條の二第八項」に改める。

第七章を第六章とする。

第二十条第三号中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第二十一条第二項第一号イ中「あたつて」を「当たつて」に改め、同項第二号ロ及びハ中「行なわれた」を「行われた」に改め、同項第三号ニ中「すでに」を「既に」に改め、同項第四号ロ及びハ中「行なわれた」を「行われた」に改める。

第二十二条中「行なう」を「行う」に改める。

第二十三条第一項第四号中「添付しない」を「添付しない」に改め、同項第五号中「添付した」を「添付した」に改め、同条第二項中「付した」を「付した」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十八条中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第三十三条第一項第三号中「付した」を「付した」に改める。

第三十七條第二項中「には」を「においては」に改める。

第八章を第七章とする。

第四十九條の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条中「提出しなければ」を「提出するとともに、これを公表しなければ」に改める。

第五十一条第二項中「廃止」を「規定による廃止」に改める。

第五十二条第一項第五号中「の提出を拒んだ」を「を提出せず、若しくは同条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、若しくは同条の規定による勧告に従わなかつた」に改め、同条第二項中「指定」を「規定による指定」に改める。

第五十三条第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五十四条第一項中「通知」を「規定による通知」に改め、同条第六項中「行なわれない」を「行われない」に、「付した」を「付した」に改め、同条第七項中「通知」を「規定による通知」に改める。

第五十六条中「行なう」を「行う」に改める。

第五十七条第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第九章を第八章とし、第十章を第九章とする。

第五十七條の七第二項中「廃止」を「規定による廃止」に改める。